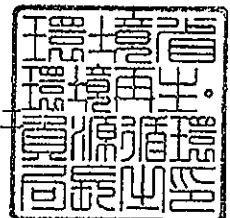


環循事発第 2009021 号
令和 2 年 9 月 2 日

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典 殿

環境省環境再生・資源循環局長 森山 誠



今後の除染・中間貯蔵施設・放射性物質汚染廃棄物処理事業の適正な実施に向けた
企業統治の強化及びコンプライアンスの徹底について（要請）

標記については、平成 29 年 6 月 9 日付（環水大総発第 1706093 号）環境大臣通知、平成 29 年 10 月 4 日付（環循事発第 1710041 号）環境省環境再生・資源循環局長通知により、各会員企業の企業統治の強化及び法令遵守の徹底を改めて図るよう要請したところです。

しかしながら、過去に環境省が発注した放射性物質汚染廃棄物関係工事等に関連する元請事業者と下請け事業者との取引において、元請け事業者従業員から当該下請け企業への過大な原価を用いた発注、さらには、当該従業員が当該下請け企業から社会通念を逸脱する接待や現金の贈与を受けていた事案があったことが判明しました。

こうした行為は、たとえ民間企業間の取引の中で生じたことであっても、福島の環境再生事業全体に対する地域住民及び国民の不安・懸念を増幅させ、社会的信頼の失墜につながるものです。

貴団体におかれでは、このような認識の下、会員企業の企業統治の強化及びコンプライアンスの徹底を改めて図っていただくとともに、下請け事業者への指導・監督体制、確認体制及び情報共有体制の再点検を実施することなどに取り組んでいただくことについて、改めて要請します。